# 健居義示手続きのしおり

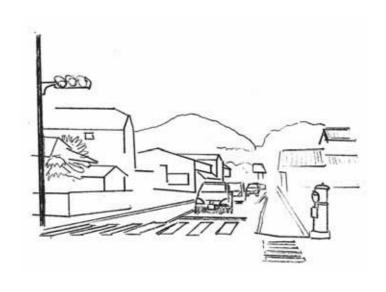
住居表示の実施に伴う**平成18年11月6日(月)** 以降の住所変更等の手続きについてご案内します。



鎌倉市

# 目 次

お届けしたもの	1
新しい住所の表し方は…	2
郵便番号は…	2
住居表示実施後の手続きについて	3
市役所・法務局(登記所)が書き換える主なもの	3
住所変更・証書類の書き換えなどの必要がないもの	3
皆さんに住所変更の手続き・届出をしていただくもの	
運転免許証をお持ちの方	4
自動車・オートバイを所有している方	4
不動産 (土地・建物) 関係	5
会社・各種法人の変更登記	6
年金・恩給に関する手続き	7
健康保険等に加入している方	8
その他の医療証・手帳をお持ちの方	9
外国人登録証明書・住民基本台帳カードをお持ちの方	10
その他の事業所・営業所関係など	11
て私立にナッのたに亦声がつっきまのまとナ	1.0
不動産所有者の住所変更登記申請書の書き方	12
土地・建物(敷地権のある区分建物を除く)用記載例	13
敷地権のある区分建物用記載例	14



#### 1 1 月 6 日 (月) から住所の表示が変わります。

このたび、皆さんのお住まいの手広地区で住居表示を実施します(一部地区を除く)。これまで順調に事業を進めることができましたのは、地区の皆さんのご協力のおかげと深く感謝いたしております。

今回の住居表示により、お住まいの住所や事業所の所在地の表示が、お届けしました「**住居番号通知書**」のとおり変更になります。平成18年11月6日(実施日)以降は、この新しい住所をお使いくださいますようお願いいたします。

### お届けしたもの

(1) 住居番号通知書(世帯員ごとに3枚分ずつお配りします。氏名を確認してお使いください) 住所の表示がどのように変わるのかをお知らせするものです。

住居表示の実施に伴う住所の変更手続きには、この**住居番号通知書**を お使いください。(有効期限はありません)

なお、枚数が不足する場合は、11月6日(月)以降、市役所総務課、市民課、各支所、市民サービスコーナー(大船ルミネウィング1階)にて「住居表示変更証明書」を発行しますのでご利用ください。(無料)

(2) 住居表示変更通知用はがき(1世帯・1事業所につき50枚)

ご親戚や知人などへ住所が変更されたことを通知するために郵便局が 発行する無料はがきです。

なお、ご不明な点やはがきが不足する場合は、鎌倉郵便局第二集配営 業課(25-1313)へお問い合わせください。

(3) 住居表示新旧対照案内図

新しい町界、町名、街区符号、住居番号を表した案内図です。

(4) 住所変更用の登記申請書用紙

#### 実施後の手続き

住居表示の実施に伴う新住所等につきまして、市役所や法務局(登記所) などで自動的に変更されるものと、実施地区の皆さんに変更の手続きを していただくものがあります。

皆さんに変更していただく主なものは、この冊子の4ページ以降に記載してあります。これらの手続きで分からないことや、この冊子に載っていないことで届出等が必要と思われることがあるときは、下記までお問い合わせください。

なお、鎌倉郵便局に確認したところでは、住居表示の実施後に旧住所 で送られてきた郵便物については、当分の間、従来どおり配達するとの ことです。

注章11

市が住居表示実施後の手続きについて、 業者等の斡旋をすることはありませんの でご注意ください。

## 新しい住所の表し方は…

住居表示制度は、住所や会社などの所在地の表し方を、従来の地番によるものから建物に順序よく番号を付けていく方法に改め、住所を分かりやすくするものです。 ただし、戸籍の本籍表示や、土地・家屋の不動産の表示については、町名は新しくなりますが、地番の変更はありません。

#### 住居表示(住所)は…

実施前

鎌倉市 手広 500番地1

実施後

鎌倉市 手広一丁目

2番 3号

新町名

街区符号 住居番号

#### (10戸以上の共同住宅の場合)

実施前

鎌倉市 手広1700番地1 ○○マンション405号

実施後

鎌倉市 手広四丁目

5番

6-405号

新町名

街区符号

住居番号

※部屋番号を含む住居番号になります。 住所にマンション名を付ける必要がなくなります。

#### 本籍の表示は…

実施前

鎌倉市 手広

500番地1

実施後

鎌倉市 手広一丁目

500番地1

新町名

変更ありません

※本籍の変更については、実施後すみやかに通知いたします。

#### 不動産 (土地) の表示は…

実施前

鎌倉市 手広 字〇〇 500番1

実施後

鎌倉市 手広一丁目

500番1

新町名

変更ありません

## 郵便番号は…

郵便番号も変更します。248-0036 → 248-0035

#### 市役所・法務局(登記所)が書き換える主なもの

公 簿 名	変	更	欄	説明
住民票(住民基本台帳) 印鑑登録原票 戸籍簿 戸籍の附票 外国人登録原票 選挙人名簿	住本	所籍	欄欄	市役所にある公簿類は、市役 所で新しい住所・本籍に書き 換えます。
土地課税台帳	所有者	音の信	主所欄 市役所で新しい表示に書き	
家屋課税台帳	土地・家屋の所在欄		所在欄	えます。
土地登記簿建物登記簿	' '	題 部 在	の欄	法務局(登記所)で表題部を 書き換えます。 ※ただし、所有者住所欄などは、 本人の申請による変更が必要と なります。(5ページ参照)

## 住所変更・証書類の書き換えなどの必要がないもの

印鑑登録証・第2種電気工事士・危険物取扱者・船舶操縦士・特殊無線技師・医師・薬剤師・助産師・看護師の免許証

公共料金(NTT・東京電力・東京ガス・水道)

#### その他の手続き -

- ・預金、各種保険、カード類などについては、各機関にお問い合わ せのうえ、手続きしてください。
- ・旅券(パスポート)については、最終ページの住所欄をご自分で書き換えてください。

## 皆さんに住所変更の手続き・届出をしていただくもの

平成18年11月6日(月)以降に手続きをしてください。

### ■ 運転免許証をお持ちの方

こんなことは (事柄)	ど こ へ (届出先)	いつまでに (期限)	な に が 必 要 か (必要書類など)
自動車運転免許証の住 所(本籍)変更	鎌倉警察署 交通課 免許係 小町1-8-4 TE23-0110	すみやかに手 続きしてくだ さい。	①運転免許証 ②住居番号通知書又は 住居表示変更証明書 ※実施地区に本籍のある 方は、実施後郵送しま す「本籍変更通知」に より、本籍欄も併せて 変更してください。

## ■ 自動車・オートバイを所有している方

こんなことは (事柄)	ど こ へ (届出先)	いつまでに (期限)	な に が 必 要 か (必要書類など)
3・4輪の軽自動車の所有者及び使用者の住所変更	軽自動車検査協会 神奈川事務所 横浜市都筑区 池辺町3914 TEL045-938-7752	都合の良いと きに手続きを してください。	①住居番号通知書又は 住居表示変更証明書 ②車検証 ③認印 ※使用者と所有者が異な る場合は、双方の印鑑 が必要です。(法人の場 合は代表者印)
普通自動車や二輪車 (125ccを超えるもの)の 所有者及び使用者の住 所変更	神奈川運輸支局 横浜市都筑区 池辺町3540 ℡050-5540-2035	都合の良いと きに手続きを してください。	①住居番号通知書又は 住居表示変更証明書 ②車検証(軽二輪の場合 は軽自動車届出済証) ③認印 ※使用者と所有者が異な る場合は、双方の印鑑 が必要です。(法人の場 合は代表者印)



#### 平成18年11月6日(月)以降に手続きをしてください。

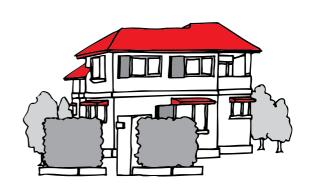
## ■ 不動産 (土地・建物) 関係

こんなことは (事柄)	ど こ へ (届出先)	いつまでに (期限)	な に が 必 要 か (必要書類など)
不動産(土地・建物)所有 者の住所変更登記	不動産所在地を管轄 する法務局 鎌倉市内の不動産に ついては、下記のと ころへ申請してくだ	期限はありません。	①登記申請書 ②住居番号通知書又は 住居表示変更証明書 ③認印
抵当権・地上権・賃借権・ 仮登記等の権利者の表 示変更登記	さい。 横浜地方法務局 湘南支局(藤沢市辻堂 神台二丁目2番3号) 電話0466(35)4620		※申請用紙は、市役所総務課、各支所、市民サービスコーナー(大船ルミネウィング1階)にあります。

#### 詳しい記載方法は12ページ以降をご覧ください。

手続きについてご不明な点があれば、横浜地方法務局**湘南支局** におたずねください。 ②の住居番号通知書又は住居表示変更証明書を添付した場合は、この登記申請に伴い必要 となる登録免許税は免除されます。

浸透式スタンプ印(シャチハタ印等簡易な物)は使わないでください。



#### 平成18年11月6日(月)以降に手続きをしてください。

### ■ 会社・各種法人の変更登記

こんなことは (事柄)	ど こ へ (届出先)	いつまでに (期限)	な に が 必 要 か (必要書類など)
会社・各種法人の本店 所在地及び支店所在地 の変更登記	本店及び支店の所在地を管轄する法務局	本店では 2週間以内 支店では 3週間以内	①登記申請書 ②住居番号通知書又は 住居表示変更証明書 ③法務局へ届出の印鑑 ④支店での登記は、② の書類ではなく、本 店で変更登記をした 登記事項証明書
会社・各種法人の代表 者等の住所の変更登記	本店の所在地を管轄する法務局	2週間以内	①登記申請書 ②住居番号通知書又は 住居表示変更証明書 ③法務局へ届出の印鑑

※申請用紙は、市役所総務課、各支所、市民サービスコーナー(大船ルミネウィング1階)にあります。

#### 詳しい記載方法は、別冊の「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。 (※「会社・法人などの変更登記の手引」は法人の方のみ配付しています。)

手続きについてご不明な点は、横浜地方法務局湘南支局(藤沢市辻堂神台二丁目2番3号 0466(35)4620) におたずねください。

②の住居番号通知書又は住居表示変更証明書を添付した場合は、この登記申請に伴い必要となる登録免許税は免除されます。

浸透式スタンプ印(シャチハタ印等簡易な物)は使わないでください。



#### 平成18年11月6日(月)以降に手続きをしてください。

## ■ 年金・恩給に関する手続き

#### (年金に加入している方)

こんなことは	どこへ
( 事 柄 )	(届出先)
国民年金に加入してい る方の住所変更	市役所が一括して社会保険事務所に変更届を提出しますので、 個人での届出は必要ありません。 ただし、3号被保険者(例:サラリーマンの妻等)は、配偶者の勤 務先を通じて届出が必要です。
厚生年金、共済組合に 加入している方の住所 変更	勤務先にて早めに住所変更の手続きをしてください。

#### (年金を受給している方)

こんなことは (事柄)	ど こ へ (届出先)	いつまでに (期限)	な に が 必 要 か (必要書類など)
国民年金、厚生年金、 船員保険受給者の住所 変更	藤沢社会保険事務所 藤沢市藤沢1018 団 0466-50-1151 住居表示実施後、平成 では、市役所保険年金 は各支所でも受け付け 手続きをしてください この期間が過ぎました のはがきに記入のうえ 務所に郵送してくださ	<b>課(⑨番窓口)又</b> <b>すますが、早めに</b> <b>1.</b> <b>1.</b> <b>2.</b> <b>3.</b> <b>4.</b> <b>5.</b> 住所変更用 藤沢社会保険事	住所変更用のはがきは、 社会保険事務所、市役 所保険年金課(⑨番窓口)、 各支所にあります。 年金証書か年金額改定 通知書をお持ちいただければ、その場で記入し、 提出できます。
共済年金受給者の住所 変更	各共済組合	それぞれの共済組合	合にお問い合わせください。
軍人恩給受給者の住所 変更	総務省人事恩給局 新宿区若松町19-1 ℡ 03-5273-1400		れる「恩給のしおり」につ 届により届け出てください。



#### 平成18年11月6日(月)以降に手続きをしてください。

## ■ 健康保険等に加入している方

こんなことは (事柄)	ど こ へ (届出先)	いつまでに な に が 必 要 か (期限) (必要書類など)	
国民健康保険被保険者 証の住所変更	[問い合わせ先] 市役所保険年金課 IEL 23-3000 内線2324~5	市役所で新しい住所に変更しますので、 個人での届出は必要ありません。 保険年金課より、実施後2週間以内に新 しい保険証を郵送します。	
介護保険被保険者証の 住所変更	[問い合わせ先] 市役所高齢者福祉課 TEL 23-3000 内線2606	市役所で新しい住所に変更しますので、 個人での届出は必要ありません。 高齢者福祉課より、実施後2週間以内に 新しい保険証を郵送します。	
健康保険証(社会保険事 務所や健康保険組合で 管理しているもの)の住 所変更	勤務先の担当課又は 会社の健康保険組合	勤務先の担当課にお問い合わせください。	



### 平成18年11月6日(月)以降に手続きをしてください。

## ■ その他の医療証・手帳をお持ちの方

こんなことは (事柄)	どこへ(届出先)	いつまでに (期限)	な に が 必 要 か (必要書類など)
老人保健法医療受給者 証の住所変更 親福祉医療証の住所変更 (ひとり親家庭等医療)	[問い合わせ先] 市役所保険年金課 TEL 61-3961(直通)	市役所で新しい個人での届出は	住所に変更しますので、 必要ありません。 、実施後2週間以内に新
乳医療証の住所変更 (小児医療)		個人での届出は 保険年金課より しい医療証を郵 ただし、11月生	、実施後2週間以内に新送します。 まれのお子さんについて 平成18年12月1日からの
受診証の住所変更 (障害者医療)		11月下旬に、平 しい受診証を郵	成18年12月1日からの新 送します。
児童扶養手当・特別児 童扶養手当の住所変更	市役所こども相談課 TEL 23-3000 内線2375・2658	都合の良いと きに変更して ください。	証書
身体障害者手帳の住所 変更	市役所 障害者福祉課 IEL 23-3000	都合の良いと きに変更して ください。	手帳認印
療育手帳の住所変更	内線2367・2369		手帳
精神障害者保健福祉手 帳の住所変更			手帳認印
障害者介護給付費等受 給者証及び自立支援医 療受給者証の住所変更			受給者証

#### 平成18年11月6日(月)以降に手続きをしてください。

## ■ 外国人登録証明書・住民基本台帳カードをお持ちの方

こんなことは (事柄)	ど こ へ (届出先)	いつまでに (期限)	な に が 必 要 か (必要書類など)
外国人登録証明書(カード)の住所変更	市役所市民課39番窓口 TEL 23-3000 内線2810	期限はありません。	外国人登録証明書(カード)
住民基本台帳カードの 住所変更 (顔写真付のカードの場 合は変更が必要です)	市役所市民課38番窓口 TEL 23-3000 内線2810 各支所	すみやかに手 続きしてくだ さい。	住民基本台帳カード
公的個人認証サービス(電 子証明書)の登録をし ている方	市役所市民課38番窓口 ℡ 23-3000 内線2810	無効になりま すので、再登 録(無料)がみ 要です。す続き やかに手続き してください。	住民基本台帳カード ※写真なしのカードの場合には、官公署発行の本人確認書類(顔写真付)も必要です。



### 平成18年11月6日(月)以降に手続きをしてください。

## ■ その他の事業所・営業所関係など

こんなことは (事柄)	ど こ へ (届出先)	いつまでに (期限)	な に が 必 要 か (必要書類など)
環境衛生関係法に基づ く各種営業許可書(理容・ 美容・浴場・旅館・ク リーニング等)の営業者 の住所変更及び営業所 所在地の変更	鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課 由比ガ浜2-16-13 III 24-3900	すみやかに手 続きしてくだ さい。	①許可書等 ②住居番号通知書又は 住居表示変更証明書 ③法人の場合は、住所 変更後の登記事項証 明書
食品衛生法に基づく各 種営業許可書(飲食店等) の営業者の住所変更及 び営業所所在地の変更	鎌倉保健福祉事務所 食品衛生課 由比ガ浜2-16-13 TEL 24-3900		①営業許可書等 ②住居番号通知書又は 住居表示変更証明書 ③法人の場合は、住所 変更後の登記事項証 明書
病院・診療所・薬局・薬店等の住所変更	鎌倉保健福祉事務所 由比ガ浜2-16-13 IEL 24-3900	直接お問い合わっ	せください。

## 不動産所有者の住所変更登記申請書の書き方

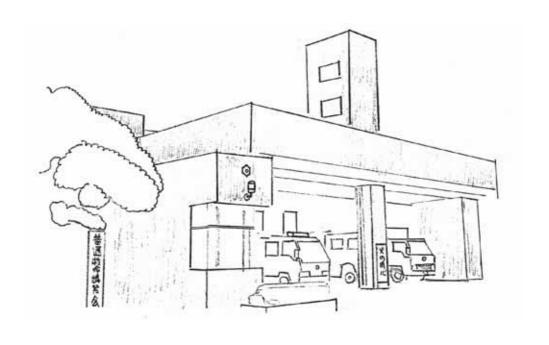
- (1) 土地・建物の申請書は記載例書式1のとおり。 敷地権のある区分建物の申請書は記載例書式2のとおり。
- (2) 申請書の写しを1通添付してください(登記済証の交付を希望しない場合は、写しを添付する必要はありません)。この写しの提出がない場合は、登記済証が交付されません。
- (3) 登記原因証明書情報として、住居番号通知書又は住居表示変更証明書を添付してください。
- (4) 黒のボールペンまたは黒のカーボン紙で記載してください。
- (5) 申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割り 印してください。
- (6) 申請場所は不動産を管轄する法務局です。詳しいことは下記におたずねください。
- (7) 浸透式スタンプ印(シャチハタ印等簡易な物)は使わないでください。
- (8) 住居表示実施日(平成18年11月6日(月))以降に手続きをしてください。 住居表示実施日以前は、手続きできません。

横浜地方法務局湘南支局 藤沢市辻堂神台二丁目2番3号 電話 0466(35)4620 黒のボールペンまたは黒のカーボン紙で記載してください。

i ! !							1			
 							 	<u></u>		
			登	記	申	請書		 		 
登記の目	的	所有権登	記名義人	表示変	更			 		 
原	因	平成18	年11月	16日	住居表	示実施				 
変更後の事	事項	共有者				の住所				; ; ;
		手広	丁目 2	番	3					
						 [後の住所	を記載	 		 
申 請	人				Z Z	. I文 V / II / / /	C 10 #X	 		 
住所	鎌倉市	手広 <b>一</b>	丁目 2	番	3	号		i 		
		>+ <b>7</b> ⁄7	- ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ							
氏名 _		法務		凯 		<u>(P</u> )				
氏名 _		<b>达</b> 務						TEL O 4	67-23	3-0000
添付書				住所 認印	・氏名 を押す	 を記載し		TEL 0 4	67-23	3-0000
添 付 書 登記	原因証	明情報	申請	住所 認印	・氏名 を押す	 を記載し		TEL O 4	67-23	3-0000
添 付 書 登記 □登記済言	原因証 証の交付	明情報	申請ません。	住所 認印を 計書の写	・氏名 を押す	を記載し	<b>雀限証書</b>		67-23	
添 付 書 登記 口登記済記 平成 18	原因証 証の交付 年 1	明情報 †を希望しる <mark>2</mark> 月 10	申請 ません。 日申請	住所 認印を 請書の写	・氏名 を押す	を記載し	<b>雀限証書</b>		登記済	連絡先を記載証の交付を希望す
添 付 書 登記 □登記済言	原因証明 証の交付 年 1 載(実施	明情報 †を希望しる <mark>2</mark> 月 10	申請 ません。 日申請 <mark>提出の</mark>	住所認印を書の写	・氏名を押す	を記載し、代理権方法務局	<b>雀限証書</b>		登記済	連絡先を記載
添 付 書 登記 □登記済記 平成 18 是出日を記	原因証明 証の交付 年 1 載(実施	明情報 かまる また	申請 ません。 日申請 提出のこ	住所認即を請書の写	・氏名を押する	を記載し、代理権方法務局	<b>進限証書</b> 湖南支原		登記済場合に	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。
添付書 登記済語 平成 18 <mark>是出日を記</mark> 代 理	原因証 証の交付 年 1 載(実施 人	明情報 を希望しる 2 月 10 <b>E日以降に</b> 住所 氏名	申請 ません。 日申請 <mark>提出の</mark> る	住所認印を	・氏名を押するし、横浜地、	を記載し、代理権方法務局	<b>進限証書</b> 湖南支原	<b>a</b>	登記済場合に	連絡先を記載証の交付を希望す
添 付 書 登記 □登記済記 平成 18 是出日を記	原因証 証の交付 年 1 載(実施 人	明情報 を希望しる 2 月 10 <b>E日以降に</b> 住所 氏名	申請 ません。 日申請 <mark>提出の</mark> る	住所認印を	・氏名を押するし、横浜地、	を記載して理権を対象を	<b>進限証書</b> 湖南支原	<b>a</b>	登記済場合に	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は
添付書 登記済語 平成 18 <mark>是出日を記</mark> 代 理	原因証証の交付 年 <mark>1</mark> 載 (実施 人 ・税	明情報 を希望しる 2 月 10 <b>E日以降に</b> 住所 氏名	申請 ません。 日申請 <mark>提出の</mark> る	住所認印を	・氏名を押するし、横浜地、	を記載し、代理権方法務局	<b>進限証書</b> 湖南支原	<b>a</b>	登記済場合に	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は
添付書 登記済言 平成 18 出日を記 代 理 登録 免 許 不動産の記	原因証証の交付 年 <mark>1</mark> 載 (実施 人 ・税	明情報 を希望しる 2 月 10 <b>E日以降に</b> 住所 氏名	申請 ません。 日申請 <mark>提出のる</mark>  税法第5	住所認印を清書の写	・氏名する	を記載し、代理権方法務局	<b>進限証書</b> 湖南支原	<b>a</b>	登記済場合に	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は
添付書 登記済言 平成 18 出日を記 代 理 登録 免 許 不動産の記	原因証 (原因証 年 <mark>載 (実施</mark> 人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	明情報 2 月 10 E日以降に 住所 氏名 登録免許	申請 ません。 日申請 <b>提出の</b> 。 税法第5	住所認印を清書の写えた。	・氏名するとは、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	を記載し、代理権方法務局	<b>進限証書</b> 湖南支原		登記済場合に	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は
添付 書記 部 登記 記 発 出 日 を 記 日 を 記 日 を 記 日 を 記 の の の の の の の の の の の の の	原因証 証の交付 <b>載 (実施</b> 人 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	明情報望しる 2 月 10 E日以降に 住氏 登録 倉市 鎌倉市	申請 ません。 日申請 提出の 税法第5	住所認印を清書の写えた。	・氏名するとは、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	を記載し、代理権方法務局	推南支原		登記済場合に	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は
添付登成 登成 世出代 登録 を理 発動所 地	原のの年 載 (実施) 「	明情報 2 月 10 5 日 以所 住氏名 全 登録免 計 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	申請 ません。 日申請 提出のる 税法第5	住所 請書の写 こと) 条第4 丁番 1	・	を記載し、代理権方法務局	推南支原 新町名		登記済場合には住居を持ち、	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は
<ul><li>法 □ 平出代 登 不 出代 登 動 所 地 地書記言</li><li>書記言 単 免 産 の の か か か 地 地</li></ul>	原の年 載	明情報 2 1 10 2 月 10 E 日 住 氏 登録 倉市	申請 ません。 日申請 提出のる 税法第5	住所 請書の写 こと) 条第4 丁番 1	・	を記載し、代理権方法務局	推南支原 新町名		登記済場合には住居を持ち、	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は
<ul><li>添 □ 平 出代</li><li>登 成 日</li><li>登 成 日</li><li>登 承</li><li>野 か 所 地 地 地</li><li>地 地 地 地</li></ul>	原の年 載	明情報望しる <b>2</b> 日 <b>2</b> 日 <b>3</b> 日 <b>4</b> 日 <b>4</b> 日 <b>5</b>	申請 せい。 日申請 提出の。 税法第5 500 9・18	住所できます。	・ <b>た</b>	を記載し、代理権方法務局	在限証書 新町在地		登記済場合には住居を持ち、	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は
<ul><li>添 □ 平 出代</li><li>登 成 日</li><li>登 成 日</li><li>登 動 所 地 地 地</li><li>豊 路済</li><li>記 記 の</li><li>記 の</li><li>記 の</li><li>記 の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li>&lt;</ul>	原の年 載 人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	明情希 2 10 10 11 12 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	申請 ません。 <b>提出の</b> 税法第5 <b>5</b> 00 <b>9</b> ・18	住 説 書 と ) 条 第 4	・ を は 海 地 に よ に 大 の に に た の に に に に に に に に に に に に に	を記載し、代理権 方法務局	在限証書 新町在地		登記済場合には住居を持ち、	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は
<ul> <li>器 □ 平出代 登 不</li></ul>	原の年 載 人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	明 を 2 日 住 氏 登 鎌 こ 10 に 2 日 4 に 3 か 10 に 3 か 4 か 1 市 1 市 1 に 2 に 2 に 3 か 4 に 4 に 4 に 5 に 5 に 6 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8	申請 ませ 用出の 税法第5 <b>一</b> <b>5</b> 00 <b>9</b> ・18	(住認) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語	・ を は 海 地 に よ に 大 の に に た の に に に に に に に に に に に に に	を記載し、代理権 方法務局	在限証書 新町在地		登記済場合には住居を持ち、	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は
<ul><li>た 単代 登 不</li></ul>	原証 年載 八 ・ ・ ・ 長 在 番 目 積 ・ 在 号因交 ・ 実施 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	明 を 2 日 住 氏 登 鎌 こ 10 に 2 日 4 に 3 か 10 に 3 か 4 か 1 市 1 市 1 に 2 に 2 に 3 か 4 に 4 に 4 に 5 に 5 に 6 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8 に 8	申請 ません。 <b>提出の</b> 税法第5 <b>5</b> 00 <b>9</b> ・18	(住認) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語	・を に 大 大 大 大 大 大 し 、 大 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	を記載し、代理権 方法務局	在限証書 新町在地		登記済場合には住居を持ち、	連絡先を記載 証の交付を希望す 添付します。 番号通知書又は

黒のボールペンまたは黒のカーボン紙で記載してください。

登	記申請	書									
登 記 の 目 的 所有権登記名義	人表示変更										
原 因 平成18年11	月6日 住居表示実	施									
変更後の事項 共有者	の信	三所									
住所 鎌倉市 手広 丁目_	2 番 3 号										
	変更後の	住所を記載									
申 請 人											
住所 鎌倉市 手広 丁目_											
氏名	_ <mark>郎</mark> (	T)									
添付書類	住所・氏名を記 認印を押す	載し、 _ 型 046	7-23-0000								
登記原因証明情報申		代理権限証書	連絡先を記載								
口登記済証の交付を希望しません。											
平成 18 年 12 月 10 日申記		<sup>務局 □</sup> 湘南支局	登記済証の交付を希望する								
提出日を記載(実施日以降に提出の 代 理 人 住所	(عــَدر		場合に添付します。								
***************************************			住居番号通知書又は 住居表示変更証明書を添付								
登 録 免 許 税 登録免許税法第	5条第4号により非	課税	江泊致小交叉皿勿首とが门								
不動産の表示											
一棟の建物の表示	新町名										
所 在 鎌倉市 手広丁	∃										
建物の名称 <b>手広マンション</b>											
+< m_ /-											
専有部分の建物の表示 新町名	<b>家屋地</b> 雀	(位米番号)									
家屋番号 手広丁目 _1700	0 番 1の405	建物の名称 手広マン	<u>ノション</u>								
種 類 <mark>居 宅</mark>		構造	コンクリート造 1 階建								
床面積4_階部分		ートル									
敷地権の表示(土地の符号 1)	新町名	所在地番(従来地番)									
所在及び地番 鎌倉市 手広	· 丁目 _ <u>1700</u> _ 番_	1									
地目空地			平方メートル								
敷地権の種類 <mark>所有権</mark>	敷地権の	副合 <u>800分の51</u>									
敷地権の表示(土地の符号)											
所在及び地番 鎌倉市 手広											
敷地権の種類	敷地権の	割合									



# 問い合わせ先

総務部総務課 住居表示担当 0467-23-3000 内線 2247

